

## 紹介

Antonio Tanca “Foreign Armed Intervention in Internal Conflict” Martinus Nijhoff Publishers, 1993, 234 pp.

檜 林 建 司

一、  
れていると言えよう。

国内紛争への外国による介入を国際法がどのように規律しているのかということは、古くて新しい国際法の大きな論点の一つに挙げられる。そして、冷戦期には米ソの「代理戦争」という文脈で捉えられることが多かった国内紛争やそれへの介入という問題に対し、冷戦終結後の現在では、また別の角度から光を当てること——光を当ててべき方向につき様々な論議があることはもちろんだが——必要とさ

ここに紹介する本書も、こうした必要性の認識のうえに立つて書かれたものであり、一九五六年のソ連によるハンガリーへの軍事介入から一九九二年一月現在での旧ユーゴスラビア紛争に至るまでの三〇の事例を主な素材として、国内紛争への外国による武力干渉を規律する国際法の現状と問題点を明らかにしようとしている。なお、本書は、パウエット教授の指導のもとでのケンブリッジ大学での研究（イタリア学術振興会派遣）と、その後一九九〇年にカセーゼ教授の指導のもとヨーロッパ大学で学位を取得した

博士論文が基礎になっている。

介 本書では、「序論」で問題の所在と検討方法が提示された後、第一章「武力干渉の主たる正当化理由」において「領域国の同意」と「自衛」の問題が検討され、第二章「武力干渉の他の正当化理由」において「自決を促進するための武力干渉」、「在外自国民保護のための武力干渉」、「対抗干渉」の問題がそれぞれ検討され、第三章「結論」において

以上のまとめとそれに基づく問題提起がなされている。また、巻末には、書誌及び本書での検討の対象とした三〇の諸事例の概要が付けられている。以下においては、本書の概要をその枠組みに沿って紹介した後、若干のコメントを加えることとしたい。

## 二、

「序論」において、著者は、まず、本書の主たる目的を、国内紛争への外国による武力干渉に関する一九五六年以降の諸事例の分析を通して、国連憲章第二条四項に規定された武力行使禁止原則が何らかの変容をこうむっているの否かを検討することであると述べる。ついで、国家実行の

分析により法の有無や法の解釈が明らかになるとの立場から、干渉国が主張した正当化理由やそれに対する国際社会の反応を題材として検討を進める旨が述べられている。

第一章「武力干渉の主たる正当化理由」の「領域国の同意」という節では、国家責任に関する違法性阻却事由としての同意の問題一般に触れた後、著者は、不干渉義務と武力行使禁止原則に照らして、領域国の同意が武力干渉の違法性を阻却するか否かについての理論面での予備的検討に入る。不干渉義務に関しては、領域国が国内管轄事項につき外国の干渉を認めうる点には争いがなく、武力行使禁止原則（*erga omnes*）な義務を設定していると考えられる）に関しても、領域国の同意があれば、外国の武力行使は、領域国との関係ではもちろん、第三国との関係においても義務違反を構成するものとはならないことが、それぞれ導き出されている。

つづいて、著者は、いかなる「政府」が有効な同意を与えるのかという問題を、国家実行の分析を通じて検討している。その結論として、著者は、「政府」が有効な同意を与えうるか否かの判断基準として一般的に受け入れられているものとしては、実効性の基準しかないと述べる。そし

て、「政府」の実効性を脅かす反乱が生じている場合には、その反乱が主として外国の支援により起こったものであることが証明されなければ、「政府」の同意に基づく干渉は合法とはならないこと、また、平和の維持や秩序の維持あるいは人権の擁護といった理由は、実効性のない当局の要請に基づく干渉を合法化しえないことを主張している。著者は、こうした主張の理論的な基礎付けを「内的自決の原則」に見出そうとしているようである。

「自衛」という節では、まず、どのような行為に対して集団的自衛権が発動されるのかにつき検討している。著者は、(集団的)自衛権の発動を正当化する理由として主張される行為を、直接的な武力干渉、不正規兵を用いての干渉、浸透や扇動による破壊活動などに分類し、「ニカラグア事件」ICJ判決や「友好関係宣言」、「侵略の定義」などを参照しつつ、諸事例を分析したうえで次のように述べる。

直接的な武力干渉だけでなく、浸透や不正規兵の使用なども、その強度と規模において武力攻撃と同等のものであれば、第三国は集団的自衛権を行使しうる。この場合、第三国による敵対行為は攻撃国の領域にまで及びうる。浸透や不正規兵の使用などが武力攻撃という基準に達しないと

きは、原則として、第三国には、前節で見た領域国政府の有効な同意に基づく干渉のみが認められ、第三国の介入の地理的範囲は同意を与えた国の領域に限られる。しかしながら、こうした原則にもかかわらず、武力攻撃に至らない浸透や不正規兵の使用が、標的となった国の存在を重大に脅かし、他の手段ではその脅威を排除しえないという必要性がある場合には、比例性という厳格な要件にしたがうことを条件に、要請を受けた第三国の干渉の地理的範囲が先に干渉を行った国に及ぶことも認められるべきだと思われる。こうしたことを認めなければ、たしかにエスカレーションの危険は避けられるだろうが、武力攻撃に至らない作戦に対して脆弱な弱小国が不利な立場に立たされることになつてしまう。

つづいて、著者は、被攻撃国とどのような関係にある国が集団的自衛権を援用しうるのかという問題の検討に入る。著者によると、*erga omnes*な義務を設定した武力行使禁止原則に対する違反がすべての国の法益を侵害するものであることが、集団的自衛権に基づく干渉の法的根拠であり、被攻撃国の要請(条約による事前の要請を含む)を受けた国は、集団的自衛権を発動しうる。被攻撃国からの要

紹介  
請が必要な理由として、著者は、被攻撃国が事態を最もよく評価しうる地位にあることを挙げている。また、集団的自衛権を発動するためには予め条約を締結しておく必要があるか否かという点に関して、諸事例や「ニカラグア事件」ICJ判決に触れつつ、否定的な見解を明らかにしている。

第二章「武力干渉の他の正当化理由」の「自決を促進するための武力干渉」という節では、自決を「外的自決」と「内的自決」に分けた記述がなされている。「外的自決」については、民族解放闘争への支援を集団的自衛権によって正当化しようとする主張を取り上げ、「友好関係宣言」の起草過程やバングラデシュ独立に際してのインドによる干渉の事例などに触れつつ、「外的自決」を促進するための直接的な武力干渉は認められないとの見解を明らかにしている。「内的自決」については、「人道的干渉」が認められるか否かという形で問題が設定され、諸事例の分析をもとに、国連によって行われる場合でなければ、こうした干渉は正当化されないと述べられている。

「在外自国民保護のための武力干渉」という節では、まず、在外自国民保護のための武力行使一般について、差し迫った必要性があり、領域国政府に事態を解決する能力や意思

が欠如している場合には、在外自国民を保護するという純粹な目的による武力行使は正当化されるとの仮説を提示している。そして、国内紛争が発生している場合においても、純粹な形での在外自国民保護のための武力干渉に対して諸国家が反対していないことなどから、これが厳格な要件のもとで認められるとの結論を導いている。このような武力行使の合法性の根拠につき、著者は、自衛の枠組みのなかに位置付けるのは困難であり、武力行使禁止原則からの慣習国際法上認められている逸脱(derogation)であると考えるべきとの見解を明らかにするとともに、この逸脱の限定的な性格を強調している。

「対抗干渉」という節においては、ある国に対して外国の違法な干渉がなされている際に、第一章で見た「領域国の同意」や「自衛」によって第三国の干渉が正当化される場合のほか、違法な干渉の影響を打ち消すために第三国がいわゆる「対抗干渉」を行いうるのか否かが検討されている。著者は、「対抗干渉」が認められるならば、それは、第一章で見た領域国政府の有効な「同意」や「要請」を前提とするものではなく、erga omnesな義務違反を構成する武力攻撃により第三国の法益が侵害されたことに基づくものと

述べている。そして、アフガニスタン、アンゴラ、カンボジアにおいて「叛徒」の側に支援を与えていたアメリカや中国の諸事例に触れつつ、次のように結論する。武力攻撃に相当する違法な干渉は第三国の法益を侵害するが、被攻撃国の有効な要請がない場合には、第三国は直接的な武力行使を行えない。しかし、こうした場合において、第三国は、違法な干渉の影響を相殺するため、より低強度の強制——例えば直接的な武力干渉に至らない援助を劣勢に立たされている側に与えること——に訴えることが認められる。

第三章「結論」では、これまでに述べてきたことをまとめたうえで、武力行使禁止原則をはじめとする国連憲章システムは変容していないと述べている。武力干渉に関する現行国際法の様々な抜け道の存在や安全保障理事会の機能不全にもかかわらず、国連憲章システムが有効なものとしてきたことについて、著者は、中央集権化されていない国際社会における「ノンエスカレーション原則」の必要性を指摘する。つまり、国際社会においては、違法な武力行使への個別国家の対応を限定したものにしておかなければ、必然的にエスカレーションの種をはらむ結果となると

いうことである。

しかしながら、著者は、最後に、「ノンエスカレーション原則」に裏打ちされた現行の規範システムが、今後も機能しうるかとの問題を提起する。著者は、冷戦終結後の現在、以前よく見られた「代理戦争」という形での国内紛争が減少しつつあることに触れ、現行の規範システムでは、現在多発している国内紛争に対して十分に対応できないのではないかと述べ、本書を締めくくっている。

### 三、

本書は、三〇にのぼる諸事例と相当量の文献をもとにして、大きなテーマに真正面から取り組んだ力作である。その結論に同意するかどうかはさておき、著者の根気と精力に頭が下がる思いである。けれども、細かい点は別としても、著者の基本的な理論構成や検討視角につき、疑問を抱かざるをえない点が二つほど指摘されよう。

第一点は、集団的自衛権や対抗干渉による第三国の武力干渉の根拠を, *erga omnes* な義務違反による第三国の法益への侵害に基礎付けようとしていることである。ある国に

介 対する外国の武力攻撃は、たしかに第三国の法益を侵害すると言えようが、そのことと第三国による武力干渉の合法性とはストリートに結び付くものではない。こうした結び付きに関する考察が欠けているのは非常に残念である。

第二点は、著者が、とりわけ冷戦終結後の現在において、国内紛争への違法な干渉を停止あるいは防止する手段として、第三国によるいわば「防衛的な」干渉を主に考えているように見受けられることである。この点は、本書のテーマとの関連でやや無理からぬところでもあり、また、著者と本紹介筆者との見解の相違であるとも言えよう。しかし、著者のこうした検討視角は、第一点で指摘した問題や、「対抗干渉」の節に見られる慎重さを欠く事例の引用の仕方などと関わっているように思われる。国内紛争への違法な干渉を停止あるいは防止するための手段としては、干渉国に対する個別国家の対抗措置や、国連による平和維持活動の派遣、国連による干渉国に対する強制措置の発動など、様々なものを検討の対象とすべきであろう。